

別紙（陳情第67号）

**「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」  
(第3号様式)から個人番号欄を削除することを求める意見書**

地方自治法第99条の規定に基づき、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第91号）第1条の第3号様式に個人番号の記載欄が追加された。これにより、平成29年度には同様式により従業員の個人番号を記載して、事業者へ「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(以下、「通知書」という。)が送付された。

通知書への個人番号の記載は情報漏えいのリスクが高く、対応には事務負担や経費負担の多大な増加が必要となる。

今般閣議決定された平成30年度税制改正大綱では、通知書への個人番号記載について、書面による場合には「当面」不記載とすることとし、平成29年12月26日には総務省令第83号により、地方税法施行規則が一部改正された。しかし、通知書の様式そのものは変更されず、個人番号記載欄はそのまま残されている。

政府においては、自治体における円滑な事務の遂行と、個人番号に係る情報漏えい防止のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」の様式(第3号様式)について、個人番号欄を削除するための法令等上の必要な措置を講じること。